


所管部課	都市建設部土木課	部長	直井 亨														
件名	市道路線の廃止について（市道第1195号線）																
	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項												
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項															
	部課機関	社会教育課															
1. 要旨																	
<p>(1) 社会教育課で進めている「都立公園内用地借上げ料免除」について、借上げ用地の1/3の面積を東京都へ譲与することで、借上げ料が一括免除になることから、東京都への譲渡対象用地として、東大和緑地内の交通の用に供されていない市道第1195号を廃止したい。道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員m</th> <th>延長m</th> <th>面積㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 第1195号線</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1163番1先</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1165番先</td> <td>1.82</td> <td>78.81</td> <td>143.83</td> </tr> </tbody> </table>						路線名	起点	終点	幅員m	延長m	面積㎡	市道 第1195号線	東大和市湖畔 3丁目1163番1先	東大和市湖畔 3丁目1165番先	1.82	78.81	143.83
路線名	起点	終点	幅員m	延長m	面積㎡												
市道 第1195号線	東大和市湖畔 3丁目1163番1先	東大和市湖畔 3丁目1165番先	1.82	78.81	143.83												
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																	
<p>(2) 影響と効果 廃止することで維持管理する必要がなくなり、東京都に他の廃止路線と合わせて譲渡することにより、市民プール用地借上げ料：6,402,396円（年間使用料）が一括免除となる。</p>																	
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																	
<p>平成28年12月 第4回市議会定例会において2路線の廃道議決を得る。 平成29年度から 旧日立航空機機変電所用地借上料及び慶性門用地借上料の免除。</p>																	
3. 留意事項（問題点等）																	
<p>東大和緑地内の市道は7路線あるが、一部路線に2件の民地が接道していることから、廃道可能な5路線を行う。</p>																	
4. 主管部処理案（検討結果等）																	
<p>平成30年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																	
5. 審議結果																	

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。